

大和町安全・安心まちづくり 基 本 計 画

令和2年2月

大 和 町

目 次

I 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景	
2. 安全・安心まちづくりに向けての取組	
3. 安全・安心まちづくりとは	
4. 計画の位置付け	
5. 町民意見の反映	
6. 計画の期間	
II 大和町の現状と課題	2
1. 犯罪の状況	
2. 子どもを取り巻く現状	
3. 地域社会の現状と課題	
III 大和町安全・安心まちづくり基本計画	3
・ 基本目標	
・ 基本方針	
・ 方向性	
・ 推進項目	
IV 推進体制の整備	8
1. 町の推進体制	
2. 町民・事業者等の役割	
3. 大和町安全・安心まちづくり推進協議会の役割	
4. 宮城県，警察及び消防署等との連携	
5. 推進体制のイメージ	
V 計画の進行管理	10
VI 大和町安全・安心まちづくり基本計画施策体系	11

I 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民共通の願いであります。

『安全』は社会における最も基本的な価値であり、『安心』は豊かで潤いのある生活を営む上の基盤となるものです。

わたしたちは、豊かな自然に恵まれている大和町で日々の営みを互いに支え合う地域社会を築いてきました。そして大和町は、多様な環境を有しており、これからの時代に、豊かな生活を享受できる可能性を持った地域です。

しかし、宮城県内においては、子ども、女性、高齢者等を対象とした犯罪等が多く発生しており、治安に対する不安感は未だに払拭されているとは言えません。

また、情報化、高齢化、都市化などに伴う生活様式の変化をはじめとする近年の急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化も危惧されています。

このような中で、町民が真に安心して暮らせるまちづくりの実現のために、大和町総合計画にも示しているとおり、行政施策や警察活動だけではなく、「自分たちの町・地域は自分たちで守る」という意識のもと、みんなの協力で防犯対策や防犯体制の充実・強化等を図り犯罪のない安全なまちづくりを進めていくことが必要となっています。

2. 安全・安心まちづくりに向けての取組

「大和町安全安心まちづくり条例」（以下「条例」という。）は、町民が安心して暮らせるまちの実現を目的として、町、町民、事業者が、それぞれの役割を果たしながら連携、協働して、地域の課題を解決し、犯罪の被害にあわない安全で安心なまちづくりを進めていくことに取り組んでまいります。

3. 安全・安心まちづくりとは

安全・安心まちづくりは、町、町民、事業者など私たちの社会を構成する多様な主体が参画し、連携、協働して、それぞれの役割を果たしながら取り組んでいくものです。

特に、犯罪の被害にあわないようにするという意識を町民自らが持ち、課題解決に主体的に取り組むことで、「自分たちのまちは自分たちで守る」という安全・安心まちづくりの意識が育まれてきます。

町民、事業者（以下「町民等」という。）による様々な自主的活動が互いに連携していくことにより、安全・安心まちづくりの活動が町内に広まり、すべての町民が安心して暮らせるまちづくりが進みます。

4. 計画の位置付け

大和町安全安心まちづくり条例に基づく基本計画

この基本計画は、条例第7条第1項に規定された基本計画となります。

この基本計画は、町や町民等が地域の実情に応じて、自主的に行う安全・安心まちづくりの活動を促進し、そのための各種施策を体系化して示すものです。

5. 町民意見の反映

基本計画を定めるときは、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。(条例第7条第3項)

6. 計画の期間 令和2年度 ～ 令和5年度

※大和町総合計画との整合を図るために、計画期間は同一とするもの。

Ⅱ 大和町の現状と課題

1. 犯罪の状況

大和町の犯罪件数（刑法犯認知件数）は、平成15年に376件であったものが、平成18年には263件まで減少したけれども、平成20年に329件と増加した。

平成23年からは年間で100件台にまで減少している状態となっております。

平成23年から平成30年までの8年間の平均では170件となっております。

また、平成30年の犯罪の内訳は、窃盗犯が117件となっており、万引き、部品ねらい、器物損壊の件数が全体の40%を占めています。

【犯罪件数資料提供『大和警察署』】

2. 子どもを取り巻く現状

新しい時代を担う子どもたちは、町民総ぐるみで健やかに育て、守っていかなければなりません。

しかし、最近では、核家族化、少子化など社会の情勢が大きく変化していく中、家庭や地域で子どもを育てる機能が低下し、児童虐待や不登校、引きこもりなどの心の問題が発生するなど、複雑化・深刻化しています。

また、子どもに対する声かけ、つきまとい等の事案に係る通報件数が発生しているほか、インターネットやスマートフォン等の普及により、子どもが有害な情報や危険な情報に触れることが容易になるなど、子どもが犯罪に巻き込まれることが無いよう注意を要する状況が続いております。

3. 地域社会の現状と課題

我が国の治安の良さは、警察をはじめとする関係機関の不断の取り組みやお互いに支え合い、助け合うといった地域の連帯感に支えられてきました。

近年は、連帯感の希薄化などの問題点が指摘されていたところですが、東日本大震災では、地域の人々の支え合いがクローズアップされ、改めて地域に根付く

住民同士の絆の大切さが見直されました。

しかし、高齢化の進展に伴う高齢者世帯の増加等を背景として、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が問題となっています。

さらに、子どもたちを取り巻く環境が急速に変化している中では、町民一人ひとりが子どもたちを見守り、地域ぐるみで育てていくことが大切です。

このような状況において、より安全で安心して暮らせる町を実現するためには、住民がお互いを認め合う人間関係を基本としながら、共に力を合わせて地域社会の課題解決に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 大和町安全・安心まちづくり基本計画

■基本目標

“自分たちの町・地域は自分たちで守る”という意識のもと、みんなの協力で防犯対策や防犯体制の充実・強化を図り、犯罪の無いまちの実現を目指します。

■基本方針

1. 町民自らの防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成

町民一人ひとりが『自らの安全は自らが守る』、『地域の安全は地域が守る』という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現するために、地域でコミュニティ活動を行なっている団体の連携を推進し、防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成を図っていきます。

2. 防犯上の配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等を犯罪被害から守る

子ども、女性、高齢者、障がい者等が犯罪の被害を受けることが無いよう日常生活の中で声をかけ合い、目配り・気配りし、地域で人と人とのつながりをつくり、お互いが見守り、支え合うような町民等の取組を促進するとともに、問題の早期解決のために相談しやすい環境の整備に努めます。

また、子どもが犯罪の被害にあわないように、年齢や発達段階に応じた効果的な安全教育を推進します。

3. 犯罪が起きにくい生活環境の整備

安全・安心のまちづくりは、町民等が行う自主的な活動に支えられていますが、その推進にあたっては、町民一人ひとりが相互の基本的人権を尊重することが重要です。特に、犯罪の防止に配慮した環境づくりを行う場合、プライバシーをはじめとする個人の権利を侵害しないように人権への配慮に努めながら推進します。

町民自らの防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成

【方向性】

(1) 犯罪のない地域を目指した町民運動を展開するための気運の醸成

犯罪のない安全で安心な暮らしを営むことは、町民共通の願いであり、そのためには町民一人ひとりが地域の課題を認識し、自主的・主体的に解決していくことが必要です。

これまでも、町内会、PTA等を中心とした子どもの見守り活動のほか、個人的にも犬の散歩やウォーキングを子どもの登下校時に合わせて行うなどの様々な活動が行なわれています。

こうした草の根の取組を地域コミュニティの連帯に発展させていくことが、犯罪のない町を目指す上で重要です。

このため、安全・安心まちづくりに関する町民の気運を醸成し、町民運動として展開することにより、安全で安心な地域社会を実現していきます。

【推進項目】

① 町民等への情報の提供等による防犯意識の醸成

町民等が犯罪の被害にあわないよう、地域の犯罪発生状況等の情報を提供することにより、町民が自ら有効な防犯対策を講ずることを支援するとともに「自らの安全は自らが守る」という防犯意識の醸成を図ります。

② 安全・安心まちづくりのための環境の整備

地域での安全安心まちづくりのための諸問題を地域で解決できるよう、町民等の自主的活動への参加を促進します。

また、防犯対策推進事業を展開しその活動を支援します。

③ 行政、町民、事業者等が連携した町民運動の推進

安全・安心まちづくりに関する自主的な活動は、現在、多くの地域で町民等を主体として進められています。

さらに、町民等の幅広い参加を得て、地域社会全体の取組みへと発展させていくために、町民等の意識と理解の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進する気運を町内に波及させていかなければなりません。

防犯上の配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等を 犯罪被害から守る

【方向性】

(1) 犯罪から子どもや高齢者等を守るための見守り活動の促進

かつては、子どもを地域全体で育てるという習慣があり、それには子どもを犯罪から守るという効力がありました。

しかしながら、生活様式の変化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などに伴い、地域で住民同士が支え合う力が低下し、親の育児不安につながるとともに家庭の孤立化が児童虐待の発見を遅らせています。

また、インターネットやスマートフォン等の普及をはじめとする情報化社会の進展は私たちの生活を便利にしましたが、一方で犯罪者と接触するリスクと、インターネットへの不適切な投稿等により、人権を侵害へと繋がるケースも生じていることから、犯罪を起こしにくい環境を作る取組や情報化社会に対応する犯罪予防等の取組みを推進していきます。

女性の安全対策においても、ストーカーやドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)をはじめとして、男女間のトラブルを背景とした重大事件がこれまでも発生し、大きな社会問題となっていますので関係機関が連携した適切な支援を行います。

高齢者、障がい者等への見守りについては、犯罪に巻き込まれないように、安全情報の伝達方法等を配慮するなど、行政と町民等が連携して地域ぐるみで見守り活動を推進していきます。また、高齢化社会が進展する中で、高齢者による交通事故も多く発生していることから、その対策も推進します。

このような社会環境の変化に伴い、益々多様化・巧妙化する犯罪等により町民が被害を受けることを防止するため、行政や学校、地域が一体となった取組みが求められています。

【推進項目】

① 地域で見守る子どもの安全対策の促進

町民一人ひとりが子どもの安全に関心を持ち、地域全体で子どもを見守っていくという気運を醸成します。

学校、家庭、警察、地域住民、ボランティア、事業者等の連携の下、登下校時や放課後等の子どもの見守り活動、犯罪被害防止教室の開催等の取組みが行われるよう支援します。

② 子どもに関する安全教育の推進

「自らの安全は自らが守る」という自立的な防犯意識を育てるため、できるだけ早い年代から、子どもの年齢や発段階に応じた教材等を使用した効果的な安全教育を推進し、子どもの犯罪回避能力を育てます。

また、子どもに関する各種相談窓口で保護者に対する情報提供等の支援を行い、学校や家庭等での安全教育の充実を図ります。

③ 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進

異性に対する理解を深める教育など男女がお互いを尊重し、共生するための取り組みを進めることによって、女性が犯罪の被害におびえず安全に安心して暮らすことができる社会づくりを推進します。

④ 地域で見守る高齢者、障がい者等の安全対策

老人クラブ等の関係団体や事業者等の協力し、高齢者、障がい者等に対して緊急時の連絡先、身近な安全対策等に関する講習・情報提供を行い、安全に安心して生活できる環境を整えます。

また、近年では、高齢者ドライバーによる事故も急増しておりますので、その防止対策も推進していきます。

⑤ 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止

あらゆる手段により、特殊詐欺被害にあうことの多い高齢者等を対象とする啓発活動を積極的に実施します。

また、高齢者に接する機会の多い民生委員児童委員や介護支援専門員のほか金融機関、郵便・宅配業者、コンビニエンスストアなどと連携し、特殊詐欺被害防止のための対策を推進します。

基本方針：3

犯罪が起きにくい生活環境の整備

【方向性】

(1) 学校、通学路等の安全対策の推進

子どもたちは、地域の人と人とのつながりの中で育まれてきましたが、家庭や地域で支えあう力が低下し、子どもたちにとって安全な場所であるべき学校や通学路等で被害にあう事件が発生しています。

そこで、学校や家庭、地域が一体となって学校・通学路等の安全点検を行い、危険箇所を改善し、安全な学校、通学路等の整備を推進することにより、子どもたちの安全確保に努めます。

【推進項目】

① 安全な学校・通学路づくり

学校、家庭、警察、町民、ボランティア等が連携して学校や通学路等の安全点検を実施します。

子どもの目線に立って植栽等の安全確保に配慮しながら、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備、見通しの良い植栽等の環境整備を進め、危険箇所の解消を図ります。

【方向性】

(2) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅等の普及

地域における町民等の自主的な活動の促進とともに、犯罪の防止に配慮した環境づくりが重要です。そのために道路や公園等の整備、住宅などの建築に際しては、計画段階から犯罪の被害にあわないまちづくりの視点を取り入れるとともに、プライバシーの保護等にも配慮しながら、犯罪の防止に配慮した防犯灯や防犯カメラの導入を促進します。

【推進項目】

① 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅等の普及

行政や町民がそれぞれの役割を担って、地域の安全を確認し、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の設置、見通しの良い植栽等の犯罪の防止に配慮した道路、公園等の整備や防犯性の高い住宅の普及を進めます。

【方向性】

(3) 犯罪が起きにくい環境づくり、地域づくりの推進

私たちの住む地域は、人へのあたたかい思いやりのある地域でなければならないと考えます。違反広告物、落書き、ゴミの散乱、放置された空き家・空き地・空き店舗などにより環境が悪化している状況では、青少年の非行を始め、各種の犯罪を誘発・助長されますので、関係機関、団体等が連携し、犯罪を誘発するような環境を改善し、美しい地域づくりを進めていきます。

【推進項目】

① 犯罪防止に配慮した市街地等の環境整備

違反広告物、落書き、ゴミの散乱、放置された空店舗、放置自転車、街頭の暗がりなどの無秩序な環境は、訪れた人に不安感を与えると同時に犯罪を誘発する原因になります。

そこで町民、ボランティア、関係事業者等と行政機関が連携し、地域ぐるみの違反広告物の除去、落書きの消去、街路の清掃などの環境浄化活動や空き地、空き家、空き店舗等の適切な管理を促進し、犯罪の起きにくい環境づくりを進めます。

IV 推進体制の整備

安全・安心まちづくりは、町、町民、事業者、警察、関係団体など私たちの社会を構成する多様な主体がその意義を認識し、それぞれの役割を果たしながら連携、協働して推進していく必要があります。

1. 町の推進体制

町は、安全・安心まちづくりの総合的な施策を推進するため、町長部局、教育委員会部局等がそれぞれの役割を認識し、施策の展開を行うとともに地域の実状に応じた活動が行えるよう、町民等への支援を行いながら、連携・協力していきます。

2. 町民・事業者等の役割

安全・安心まちづくりには、町民自らが「地域の安全は地域で守る」の意識に立ち、行政区や学校区単位等の地域住民の参加と協力が不可欠です。防犯活動、PTA活動、青少年健全育成活動、交通安全活動、自主防災活動などを行なっているボランティア団体等の取組みに積極的に協力するとともに、各団体においては相互に連携・協力していきます。

事業者においても、地域の一員として取組みに協力し、犯罪を誘発しない環境の整備に努めます。

3. 大和町安全・安心まちづくり推進協議会の役割

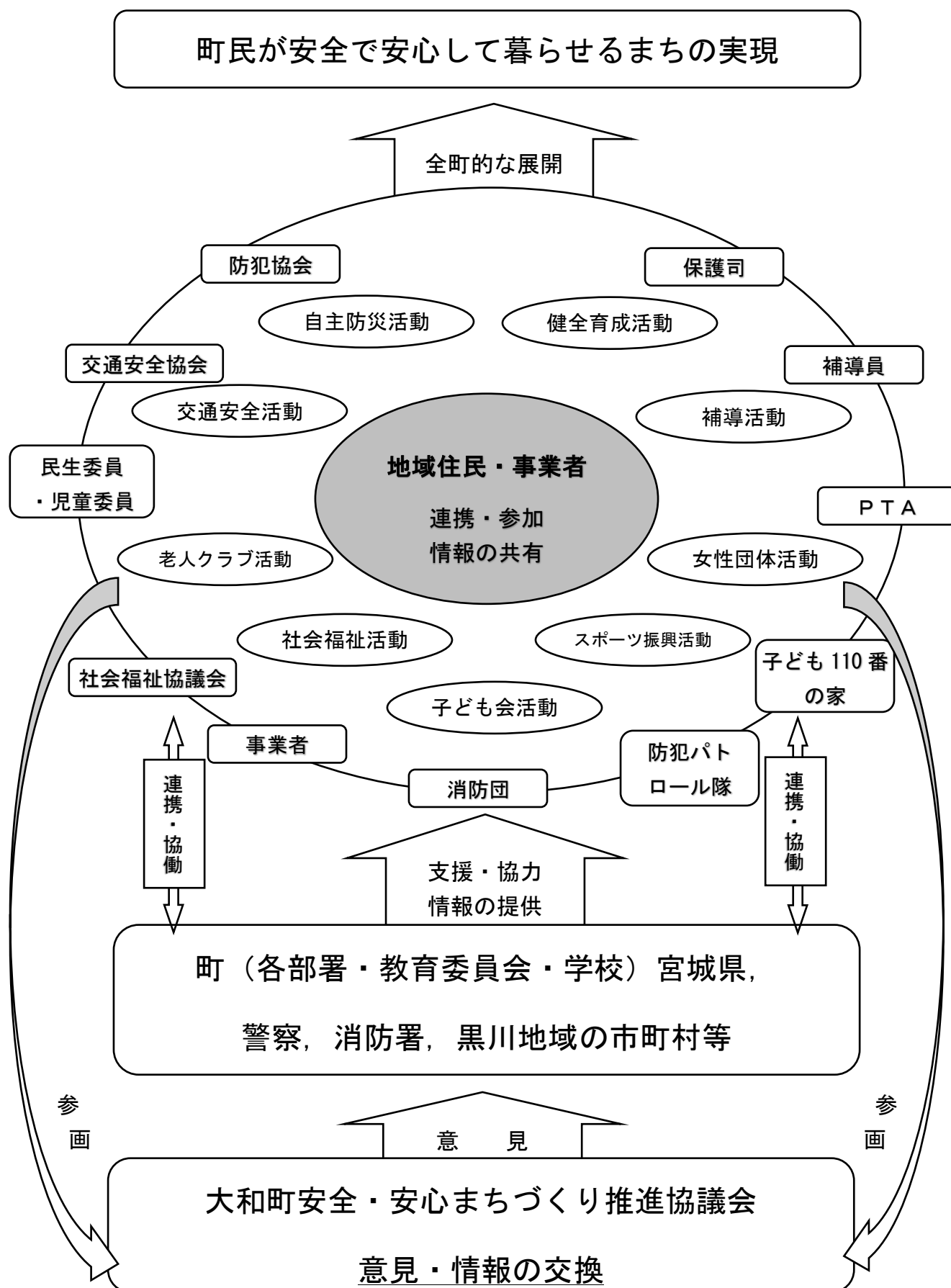
犯罪のない安心して暮らすことができる安全なまちづくりを実現するため、「大和町安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しています。

この協議会は各種関係団体の構成員、警察署、事業者、学校など15名で構成されており、安全・安心まちづくりのための意見・情報の交換を行い、計画の策定及び推進に関して審議し、町全体の防犯体制の強化を図ります。

4. 宮城県、警察及び消防署等との連携

治安の維持や地域の安全対策の中心となる宮城県、警察署、消防署及び黒川地域の市町村等との連携をさらに強化していきます。

5. 推進体制のイメージ



V 計画の進行管理

この計画を的確に推進するために、具体的推進方策を示す「大和町安全・安心まちづくり行動計画」を策定し、毎年、大和町安全・安心まちづくり推進協議会にて意図した効果が発揮されているか、計画の実施状況等を確認し、必要に応じて計画の見直しを検討するもの。